

御坊市オープンデータの推進に関する指針

令和元年11月1日制定

この指針は、市が保有する情報をオープンデータとして市民（法人その他の団体を含む。以下同じ。）に公開し、公共データの二次利用^(※1)を促進することにより、市政の透明性及び信頼性の向上、市民生活の利便性の向上、市民協働の推進と地域の課題解決、企業活動の活性化を図ることを目的とし、本市のオープンデータ推進に向けた基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

第1部 オープンデータ推進の基本的な考え方

1 定義

- (1) データ 電子化された情報をいう。
- (2) オープンデータ 機械判読が可能な形式として作成され、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータをいう。
- (3) 二次利用 元データを引用、転載、コピーするなどして利用することをいう。
- (4) 機械判読 コンピュータによってデータを自動的に読み取り、再利用できることをいう。

2 オープンデータを推進する意義

- (1) 市政の透明性及び信頼性の向上
市が保有する情報をオープンデータとして公開することで、施策の妥当性の理解及び評価が可能となり、市政の透明性及び信頼性の向上を図ることができる。
- (2) 市民生活の利便性の向上
オープンデータの活用が進展し、多様なサービスが創出されることにより、市民が享受できるサービスの質の向上や選択の幅が広がり、市民生活の利便性が向上する。
- (3) 市民協働の促進と地域の課題解決
市が保有する情報を公表し、市民と公的データを共有することで、市の課題を共有することが可能となり、協働による地域課題解決への礎とする。
- (4) 企業活動の活性化
オープンデータを企業活動に関する様々な分野で活用することにより、新産業の創出や企業活動の効率化が促進されるとともに、市内経済の活性化が図られる。

3 推進のための基本原則

- (1) 本市が保有する情報は、法令、条例等による制限があるものを除き、積極的にオー

プンデータとして公開する。

(2) できる限り機械判読が可能かつ二次利用が可能な形式で公開する。

(3) 営利目的又は非営利目的であるかを問わず活用を推進する。

(4) 取組可能なデータから速やかにオープンデータとして公開する。

第2部 取組の方向性

1 公開対象

(1) 市がホームページで公開しているデータについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。

(2) 市がホームページで公開していないデータについては、市民のニーズを考慮した上で、可能なものから順次オープンデータとして公開するものとする。ただし、次に該当するデータはこの限りでない。

ア 個人情報・機密情報が含まれているデータ

イ 第三者の権利が含まれているデータ（権利許諾が得られているものを除く。）

ウ 個別法の規定により二次利用が制限されているデータ

2 公開内容

(1) オープンデータとして公開したデータ内容に変更等があった場合は、適時最新のデータに更新するものとする。

(2) オープンデータは、二次利用しやすいデータ構造及び形式で公開するものとする。

3 公開方法及び公開基盤

オープンデータは、本市ホームページに掲載することにより公開するものとする。データカタログサイト^(※2)導入等の効率的なデータ管理運用については、必要に応じて検討する。

第3部 オープンデータのルール

1 機械判読に適したデータによる公開

(1) オープンデータ化するデータについては、コンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造（タグの付け方、表の形式等）とするよう努める。

(2) 可能なものから特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV^(※3)等）又はより高度な利用が可能なデータ形式（例：RDF^(※4)等）での公開についても検討する。ただし、当該データ形式で公開できない場合は、当分の間、次の事項に留意した公開に努める。

ア 表計算ソフトやデータベースソフトで作成したデータは、CSV形式で公開する。

イ 文書形式や表形式等オフィスソフトで作成するデータは、PDF^(※5)形式のみでの公開は行わない。

2 公開情報の二次利用の原則

- (1) オープンデータとして公開した情報は、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。
- (2) データの二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンス^(※6)を使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「CC-BY^(※7)」による公開を検討する。
- (4) 著作物とならない情報（単なる事実や数値データ）については、著作権の保護対象外であり、二次利用の制限はないことを明示する。

3 個人・法人・団体等から取得した情報の取扱い

- (1) 市が保有する情報のうち、個人・法人・民間団体等から取得した情報をオープンデータ化する際には、その可否、範囲、利用条件などの特定は、当該情報を提供した者の判断によるものとする。
- (2) 市は、可能な限り二次利用が可能となるよう、当該情報を提供した者と事前に調整し、合意を得るよう努めるものとする。
- (3) 市が公開することが適当でないと判断したものについては、情報を提供した者の判断にかかわらず、その公開の範囲や利用条件を制限することができるものとする。

4 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

- (1) 情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り更新・提供し、注意事項及び前提となる条件等を掲示する。
- (2) オープンデータとして公開するデータは完全性等を保証するものではない。事前予告せず、データを訂正、削除、掲載停止する場合がある。
- (3) 公開情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責を一切負わない旨を明示する。

第4部 活用促進のための取組

1 利活用推進のための支援

市民から利活用の要望があった場合は、対象データの所管課室等において速やかに対

応の可否を検討し、可能な限り当該要望を踏まえた取組を進める。

2 活用事例の紹介

市民が本市のオープンデータを活用した新たなサービス等を創出した場合は、当該サービス等がオープンデータ推進の意義に沿うものかを判断した上で、市のホームページにおいて積極的に紹介する。

3 オープンデータの推進に適した委託・請負契約

委託・請負契約の締結に当たっては、契約の成果物をオープンデータとして公開することを考慮し、二次利用しやすいデータ形式での納品を検討するとともに、著作権等の取扱いについて、受託業者との間で問題が発生することのないよう、必要な事項を契約条項等に記載する。

【注釈】

※1 二次利用

情報や資料等を引用・転載・加工等を行うなどして利用すること。

※2 データカタログサイト

オープンデータの案内や横断的検索の機能を備えたポータルサイトのこと。

※3 CSV

Comma Separated Values の略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。

※4 RDF

Resource Description Framework の略。データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的にデータの管理や検索などが行える。

※5 PDF

Portable Document Format の略。文字情報だけでなく、フォントや埋め込まれた画像、それらのレイアウト等の情報を保存できる。特定の OS や機種に依存せずに表示できる形式である。

※6 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするためのパブリック・ライセンスの一つで、国際的に利用されている。ライセンスは6種類あり、「商業利用を許可するか（許可/不許可）」、「改変を許可するか（許可/不許可

/許可するが同一ルール利用)」の2つの利用条件の組み合わせで構成されている。

【ライセンスの種類と概要】

表示イメージ	名称	利用条件		
		出典表示	商業利用	改変
	CC-BY	必須	許可	許可
	CC-BY-NC	必須	許可しない	許可
	CC-BY-ND	必須	許可	許可しない
	CC-BY-NC-ND	必須	許可しない	許可しない
	CC-BY-SA	必須	許可	許可するが、改変されてできた二次的著作物は、この利用ルールと同一の利用ルールを採用すること。
	CC-BY-NC-SA	必須	許可しない	許可するが、改変されてできた二次的著作物は、この利用ルールと同一の利用ルールを採用すること。

※7 CC-BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一つ。出典（氏名、データのタイトル、データの URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができるというもの。